



もし、
自然への想いをお持ちなら。
もし、
私たちの活動に
共感していただけるなら。
お考えいただきたいことが
あります。



あなたの想いを日本の自然のために遺す
遺贈・相続財産・お香典・生前のご寄付について。



日本自然
保護協会

The Nature Conservation
Society of Japan



ある想いの 未来への遺し方。

“遺贈”という言葉に触れる機会が多くなりました。

遺贈とは、
遺志によって、ある特定の人や法人に
財産を贈与すること。

もちろん、
先祖から受け継ぎ、
あるいはご自身で築かれた財産は、
先ず何よりも
相続をされるご家族にとって
大切なものです。

その上で、
ある何かの役に立てたいという想いを、
遺贈として託していただければ、
間違いなく救われる、もの・ことがあります。

日本の自然も、その一つです。



日本の自然を 想って。

私たち＜日本自然保護協会＞は、
日本の自然環境の保全に取り組む NGO です。

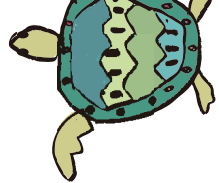
日本初の法人の自然保護団体として
1951年に産声をあげました。

「自然のちからで、明日をひらく」を基本理念に、
科学的な根拠に基づいた、中立で
透明性のある自然保護活動を推進しています。

“しらべる・まもる・ひろめる”を
3本の柱とした独自の取り組みで、
NACS-J（ナックス・ジェイ）の愛称と共に
国際的にも知られています。

その活動を支えるのは、
私たちの取り組みへの多くの方々の共感と寄付です。

“遺贈”の願いをするにあたり、
私たちのことを知っていただくために
歴史と活動をご紹介しますと思います。



なくなりそうな自然を守る

一度失われた自然は、二度と取り戻すことはできません。

自然のしくみを無視した開発は、将来への負の遺産となります。

私たちは、科学的な独自の調査に基づいた開発見直しへの働きかけや保護地域化の提案などを行い、かけがえのない自然を次の世代に手渡す活動を続けています。白神山地や屋久島、知床や小笠原の世界自然遺産登録は、そうした取り組みの大きな成果のひとつです。

ご寄付の活用例

- 沖縄・奄美海域のサンゴ礁生態系、砂浜や干潟などの自然海岸の保全
- 森や海、川や里山の自然保護問題への意見書提出やシンポジウムの開催
- 国や自治体への環境法制度の改良提案、施策への提言
- 国内外の専門家や市民と連携した日本の希少な自然環境の調査や保護のしくみの提案など



A: 利根川源流部にある赤谷の森 B: 日本の原風景の一つである里山 C: 世界自然遺産に登録された小笠原諸島
D: 沖縄・辺野古でのサンゴ礁生態系調査

日本の絶滅危惧種を守る

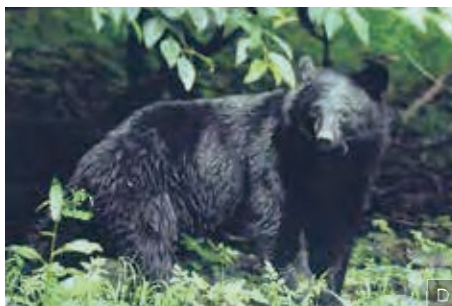
今、日本で絶滅の危機にある生き物は約3,600種。

種の絶滅は、生物学的な問題に留まるものではありません。

自然に育まれた文化・歴史の断絶にも関わることです。生態系のバランスが崩れ、外来種の侵入や拡大につながるケースもあります。私たちの暮らしの支えである自然。その豊かさをこれ以上損なわないため、地域の方々と共に、生息環境の保全活動に取り組んでいます。

ご寄付の活用例

- 群馬県赤谷の森、宮城県南三陸地域でのイヌワシの生息環境の改善
- 四国のツキノワグマの地域絶滅回避をめざした森林生態系の復元
- オオルリシジミなど草原性のチョウの生息地保全
- 日本で産卵する3種のウミガメに不可欠な砂浜生態系の保全など



A: イヌワシ B: アカウミガメ (提供: 表浜ネットワーク) C: オオルリシジミ D: ツキノワグマ (撮影: 戸谷省吾)





自然で地域を元気にする

高齢化や人口の減少で、自然と共に育まれてきた知恵や技が失われていく。
そうした地域が日本の各地にあります。
自然保護活動が実を結んで開発計画が中止されても、
その先の未来が描けなければ、安易な開発計画はまた続いてしまいます。
自然のちからで明日をひらくために、
守った自然を地域の活性化につなげる取り組みを進めています。

ご寄付の活用例

- 宮崎県綾町、群馬県みなかみ町をはじめとするユネスコエコパーク登録支援
- 市民参加による里山の全国調査の推進
- 自然と共にある地域の暮らしや文化の掘り起こし調査・研究
- 国・地域住民・NGO が協働で森の生物多様性保全に挑戦する赤谷プロジェクトなど



A: 自動撮影カメラでの森の生き物調査 B: 赤谷の森の秋の恵み C: 学生たちによる地域の魅力探し
D: 里山の自然資源を調べる



自然の守り手を増やす

保護活動によって自然を守ることができた地域には、
一つの共通点があります。自然を楽しみ、自然に親しみ、自然の大切さを知り、
自然の変化にいち早く気付ける人がいる、ということです。
自然観察を通じて自然と人をつなげる人、
日本の自然をしらべる人、自然を活かした地域づくりをする人。
より多くの“守り手”とつながり、自然を守る文化のすそ野を広げます。

ご寄付の活用例

- 1978年から続く「自然観察指導員」の養成
- 自然の見方やしくみを知る研修会・自然観察会・市民講座などの開催
- 『自然保護』誌の発行、守り手を研鑽・応援するアワードやコンクールの実施
- 世界的な生物多様性保全の取り組みへの参画、日本の自然保護活動の世界発信など



A: 自然観察指導員の養成講習会 B: 私も今日から指導員デビュー C: 干潟の生き物観察会
D: 次の世代に自然の大切さを伝える





自然に親しむセカンドライフを サポートします

もっと、自然に親しむ、自然を知る。さらには、自然を守り、自然の大切さを伝える活動に携わる。そんなセカンドライフはいかがですか。日本自然保護協会は、長年培ってきた自然保護の実績とノウハウで、自然との充実したセカンドライフの応援をします。

会員になる。自然を守る応援団になる

日本自然保護協会では、活動を支援してくださる定期会員のお申し込みを受け付けています。年会費5,000円、1日15円からの寄付で救える自然があります。

会員になっていただくと…

- 会報『自然保護』を年6回お届けします。
- 主催イベントへのご参加、刊行物のご購入が会員価格になります。
- 会員専用ウェブページをご利用いただけます。
- (株)山と溪谷社の「図鑑.jp」を会員価格でご利用いただけます。



『自然保護』を読んで、自然保護の`今`を知る

『自然保護』は、年6回発行する会報誌。自然の楽しみ方、生き物の不思議、自然と人のつながり等々、毎号、多彩な話題を紹介しています。他では得られない最新のトピックは、自然への興味をいっそう大きくしてくれるはずです。





自然観察会で、新たな発見にワクワク

自然観察会の魅力は何といても、慣れ親しんだ風景の中に新しい気づきや発見があること。大会主催や、大会会員の企画によるもの等、全国各地のイベント・観察会の情報を会報やウェブサイトでお届けします。身の回りのいつもの自然が、違ったものに見えてきます。最寄りの観察会へ、どうぞお気軽にご参加ください。

ネイチャー講座＜Nカレ＞で、知的好奇心がフツフツ

＜NACS-J市民カレッジ(略称:Nカレ)＞は、自然にかかわる各分野のスペシャリストが講師を務めるオープンカレッジ。東京の諸会場を中心に、地方開催も交えながら、さまざまなテーマで開講しています。テーマの一例をご紹介しますと、「食べ続けたいから知っておきたい「ウナギの今」」、「風景のなぜ?を読み解こう」、「自然に学ぶ酒づくり」、「初心者のためのネイチャーフォト講座」などなど。ここでしか聞けない意外なお話が目白押しです。参加費3,000円のところ、会員の方には無料でご参加いただけます。

ボランティアで、自然保護の担い手に

日本自然保護協会の日々の活動は、多くのボランティアのご協力に支えられています。例えば…

- 森林や里山での生き物調査、環境整備活動
- イベントでの自然観察会やブース出展等のお手伝い
- 日本自然保護協会事務局での資料整理、DM発送作業、資料・文献の英文翻訳作業、調査・アンケートのデータ入力作業など

無償のボランティアではありますが、日本の自然保護活動にご助力いただくことに何かの充実感を感じていただければ、ぜひお手伝いいたしたいと思います。



自然観察指導員になって、地域のナチュラリストに

自然観察指導員は、地域に根ざした自然観察会を開き、地域の自然を守る仲間をつくるボランティアリーダーです。2日間の講習会を受講いただくことで、指導員としてご登録いただけます。日本自然保護協会は、1978年から自然観察指導員の育成に取り組んできました。そうして誕生した指導員は、のべ30,000人超。全国各地で自然をテーマに、充実した活動・交流が行われています。

くわしくは、大会ウェブサイトをご覧ください。<http://www.nacsj.or.jp/>



遺贈寄付 (ご本人からのご寄付)について

遺言に基づいて、特定の個人や団体に財産を譲り渡すことを「遺贈（いぞう）」、といいます。遺贈には、遺言書の作成が必要です。生前にご準備いただいた遺言書で、一部または全ての財産の受取人として日本自然保護協会をご指定いただくことで、ご資産を日本自然保護協会が推進する、日本の自然を守る活動に役立てることができます。

遺贈のご検討は、遺言書の作成から

遺贈寄付を行われる際は遺言書の準備をお勧めします。遺言書が無く、亡くなった方の意思が残されていない場合は、法定相続人によって定められた割合で遺産が分割されます。または、相続人同士の話し合い（遺産分割協議）により、法定相続分とは異なる相続となることもあります。また、法定相続人または、特別縁故者がいない場合には、最終的に全額が国庫に入ることになります。

1	遺贈の意思決定	遺言に関する事前のご相談
2	遺言書の作成*	遺言書の作成・保管、遺言内容・相続人の変更等の確認
3	ご逝去	遺言執行者への通知、財産目録の作成
4	遺言執行	遺産の分配、遺留分請求の確認、非課税申請手続き
5	遺贈完了	寄付金領収書・感謝状のお渡し

* 遺贈先として日本自然保護協会を指定された旨をお知らせください。なお、日本自然保護協会を遺言執行者に指定することはできませんので、ご注意ください。

* 遺言執行時に、当会が多額の債務を負担する遺言内容であることが明らかになった場合は、遺贈をお受けいたしかねます。

遺言書のご準備が必要なケース

身寄りがなくおひとりの方	遺言書を準備しないと、遺産は最終的にはすべて国庫に入ります。
お子様がいないご夫婦	配偶者だけでなく、ご自身の兄弟姉妹も法定相続人であるため、その方々の間で遺産分割協議が必要となります。
再婚をされている方	遺言書がないと、親が異なる子ども同士で遺産分割協議が必要になります。
自宅をお持ちの方	自宅を誰に相続させるか、あるいは、いかなる共有持分にするかを指定しておくことが大切です。
事業を継承させたい方	遺言書がないと、株式などを単独で後継者に引き継がせることができないリスクが高まります。
遺産や知的財産権を社会貢献に活かしたい方	遺産や著作権、特許権などの知的財産権を社会貢献団体へ寄付する場合は、遺言書への寄付先の明記が必要です。

遺言書の種類と特徴

遺言書には「自筆証書遺言」、「秘密証書遺言」、「公正証書遺言」、という3つの種類があります。それぞれに作成方法や費用なども異なります。

自筆証書遺言	秘密証書遺言	公正証書遺言
ご自身で遺言書を自書し、署名押印します。財産目録はパソコンで作成できます。	ご自身で遺言に署名・押印した後、封筒に入れ封印して、公証役場で証明してもらいます。	ご自身と証人2名で公証役場へ行き、ご自身が遺言内容を口述し、それを公証人が記述します。
証人は必要ありません。	証人が必要です。	証人が必要です。
ご自身等で保管。	ご自身等で保管。	公証役場等で保管。
費用がかかりません。遺言内容を秘密にできます。	遺言書が本物であることを証明でき、遺言内容を秘密にできます。	法的に有効な遺言を確実に残すことができます。
遺言書が無効になるリスクがあります。	遺言書が無効になるリスクがあります。	遺言書が無効になるリスクがありません。

遺言書のご準備には専門家へのご相談をお勧めします

遺言書をご準備いただく際には、できるだけ弁護士、司法書士、行政書士など、専門家へのご相談をお勧めします。お心当たりがない場合は、お近くの公証役場、金融機関、または日本自然保護協会・遺贈担当（終活アドバイザー）にお問い合わせください。

※当会遺贈担当の連絡先は裏表紙をご覧ください。

※公証役場は、遺言や任意後見契約など、公正証書を作成する公的機関で、全国で約300カ所にあります。相談は無料です。

※日本公証人連合会公式サイト<http://www.koshonin.gr.jp/>

電話番号：03-3502-8050

日本自然保護協会では専門家と提携し、個別にご相談・ご紹介を行っています。

- 上野法律事務所（日本自然保護協会顧問弁護士）
- 森田健一税理士・社労士事務所（日本自然保護協会顧問税理士）
- 日本環境法律家連盟・みどりの遺言プロジェクト（環境保全の志を持ち、本プロジェクトに賛同する全国各地の弁護士）
- ご希望により銀行、信託銀行、証券会社等へ個別ご紹介もいたしております。



不動産や有価証券などの遺贈をお考えの場合

不動産や有価証券など現金以外のご寄付は、遺言執行者に現金化（換価処分）していただき、現金化にかかる諸費用を差し引いた残余の財産をお引き渡しいただくのが一般的ですが、条件によっては、そのままの形でお受けさせていただく場合もございます。遺贈に対する思いを最適な形で実現できるよう個別のご相談に応じていますので、遺言書を作成される前に、まずは日本自然保護協会・遺贈担当へお問い合わせください。

なお、不動産（土地・建物）の場合は、原則として受遺後に売却することを当会にご一任いただきます。ただし、自然保護に大いに役立つ可能性があり、売却譲渡等に一定の制限をお考えの場合は、不動産鑑定、測量、自然度調査、公益性評価、維持管理体制の策定など十分な事前調査を経た上で、不動産のままでのご寄付の受入可否を回答させていただきます（この場合の事前調査にかかる費用は、遺言者にご負担いただきます）。

日本自然保護協会に事前のご相談なく、遺言が執行された後に不動産・有価証券のままでの遺贈寄付が明らかになった際、ご資産や遺言書の内容によっては遺贈をお断りせざるを得ない場合もございますので、ご留意ください。



相続財産からのご寄付 (ご遺族からのご寄付)について

相続された財産をご寄付いただくことで、故人の自然に対する思いを汲み取り、尊い財産を、日本の自然の将来に役立てることができます。

1	相続の開始	ご逝去後、相続の開始～遺言の確認、ご遺族での相談。 当会へのご寄付の意向のご連絡。
2	10ヶ月以内にご寄付	当会より振込先口座や詳しい手続きをご案内いたします。 領収書等の宛名名義について、ご確認いただきます。 (領収書はご遺族の名義、感謝楯は故人の名義とすることも可能です。)
3	領収書の送付	ご寄付を受領後、公益財団法人の認定証明を添えて領収書を発行いたしますので、相続税の申告時に添付してください。ご希望に応じて、感謝楯をお贈りいたします。
4	相続税の申告	相続税の申告期限内(相続開始から10ヵ月以内)に申告手続きを行ってください。申告期限内に現金で寄付をされた場合に、その分が非課税となります。



生前寄付 (ご本人からのご寄付)について

日本自然保護協会では、生前のご寄付もありがたくお受けしております。
ご自身で寄付の手続きをしていただくため、ご意志を確実に自然保護に活かしていただけます。

- 緊急性が高い目の前の自然保護活動を、今すぐ支援することができます。
- 相続時に発生する条件等に関わることなく、いつでもご本人のご意思でご寄付いただくことができます。
- 確定申告で所得税の寄付金控除が適用されるとともに、相続財産を減らすことで相続税の軽減につながることもあります。



お香典・供花代によるご寄付 (ご遺族からのご寄付)について

葬儀に寄せられたお香典・供花代のお返しを、日本自然保護協会への寄付に代えたいというお申し出をお受けしています。故人のご遺志や会葬者の皆さまの故人へのお気持ちを分かちあい、自然保護に活かすことができます。

- ご希望に応じて、会葬者へのご挨拶状に同封できるお礼状(はがきタイプ)を必要枚数をご用意します。
- 故人様のお名前とお礼状の内容・お届け日・お届け先・枚数、ご寄付のお振込予定日や予定額、振込人名等をご連絡ください。御礼状のお手配や振込口座をご案内いたします。
- ご寄付の入金確認後、寄付金領収書と御礼状をお送りいたします。

謹啓

時下、益々ご清祥のことと存じ上げます。

さて、自然をこよなく愛しておられた故〇〇様の思いを託したいとお申し出により、今般、故人様に対すご芳志の中から当会へ貴重なご寄付をお寄せいただきましたので、ここに厚く御礼申し上げます。

故人様とご遺族の皆様のお気持ちに沿えるよう、これからの地球と日本の自然のために有効に活用させていただくことをお伝え申し上げ、故人様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、お礼のご挨拶とさせていただきます。

公益財団法人日本自然保護協会
理事長 亀山 章

お礼状文面例

日本自然保護協会にご寄付をいただければ

- 特定公益増進法人への寄付として、税制上の優遇措置が受けられます。
 - ご寄付のすべてを自然保護に活かすことができます。
 - ご希望に応じて、感謝楯を贈呈いたします。
 - 活動の成果を日々発信しているので、用途が明確です。
 - ご希望に応じて、定期的に活動報告をお送りいたします。
 - 寄付の証を次世代に印すため、用途のご指定やお名前の残し方のご相談も承ります。
- *匿名・非公表のご希望も承ります。

これまでにお受けしたご寄付の例

任意後見人、人道支援団体、環境保全団体の三者に遺したいと考えました。会員ではありませんが、森林保護に長期的に役立ててもらえると知り、日本自然保護協会を寄付先の一つに選びました。（神奈川県、非会員、70代男性）

ずっと独り身で相続人がいないため、居宅の売却金と貯金の一部を自然保護に役立ててもらうことを遺言書に残しました。（東京都、会員、80代女性）

インターネットでいろいろな団体を検索・比較したところ、日本自然保護協会が遺贈についてよく説明されていたので、最寄りの銀行支店を紹介してもらい、遺言書を作成しました。（京都府、非会員、60代女性）

私は、生前に寄付を済ませました。若いときから生きものが好きで、絶滅危惧種にも関心がありました。日本の自然を守る活動に長期的に役立ててもらえると知り、意志を確実に実現することができました。（神奈川県、非会員、60代男性）

私も応援しています！—あしたの君へ—

何千年もの先の子どもたちへつたえたい心と物、それをいつも思い歌を編み歌ってきました。しかし母体である地球の環境は深刻な状況にあります。今！私たちがすべきことは今だけを見るのではなく！確かな未来を手渡せる生き方をすること！ではないでしょうか。惑星すべてが皆の宝物ですね。

IUCN国際自然保護連合親善大使
日本自然保護大賞選考委員
シンガーソングライター イルカ



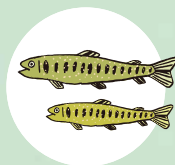
私も応援しています！—志をともに—

日本環境法律家連盟には、環境保護の志をもつ全国500名の弁護士がいます。アマミノクロウサギ、ジュゴン、ナキウサギなど「声なき自然の代理人」として生態系保護のために闘ってきました。日本自然保護協会は、私たちの信頼できるパートナーです。日本自然保護協会をとおして、みどりの遺言プロジェクトに賛同する全国各地の弁護士が遺贈・相続のご相談に応じます。



日本環境法律家連盟 (JELF) 理事長
「みどりの遺言」プロジェクト
弁護士 池田直樹





ひとりでも多くの皆さまのご支援を
心よりお待ちしております。



遺贈・遺産・お香典寄付のお問い合わせ・資料請求

TEL:03-3553-4101(代表) / E-mail:memory@nacsj.or.jp

公益財団法人日本自然保護協会

遺贈担当(終活アドバイザー)

〒104-0033 東京都中央区新川1-16-10 ミトヨビル2F FAX:03-3553-0139

<https://www.nacsj.or.jp/support/bequest/>